

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：大連邁伊茲諮詢有限公司公司

「中国における会計税務の基礎知識」 セミナー質疑応答集

開催場所：大連（2007年10月15日）、長春（2007年10月16日）

【事前質問】

- Q1：新しく財務の担当者を採用しようと思ったが、社内の関係者から国家資格を保有していない者を財務の担当者にする事は、法律で禁じられているといわれた。本当か。
- A1：中国会計法により会計業務を担う者（出納係を含む）は、国家資格（会計証/中国語名称「會計上岗証」）の保有が義務付けられている。また、企業に当該資格保有者を2名以上採用することも原則として義務付けられている。
- Q2：中国では、「発票主義」のため発票がなければ会計上認められないが、移動手段として発票の出ない乗り物（白タクや快軌電車）などを使用した場合の会計処理はどのようにしたらよしい。
- A2：会計処理は発票がなくとも可能。しかし、税務上は原則として発票がなければ経費は損金算入できない。
移動手段として発票がその都度入手できない場合は、交通カードを購入もしくはリチャージされる時に受け取る定額発票（100元、50元）で補うのが実務的。
- Q3：会計処理において領収書がもらえない場合、領収書はあるが政府発行の正式発票でない場合どのような処理をすれば良いか。中国は「発票主義」であるが、正式な領収書を発行できない、受領できない場合、会計処理上、中国当局に対してどうすれば良いか。
- A3：ともに上記Q2と同様、会計処理上は問題ないが税務上は損金扱いできない。税金を納めないで処理したい場合は、発票が入手できない費用支出は代替できる正式な発票を用意するのが良いと思われる（例：旅費交通費の場合は上記のQ2と同じように交通定額発票などで補う）。
- Q4：US\$会計での円取引（仕入売り）為替差損益減少のテクニック。
- A4：為替予約が一般的だが、予約レートと直物レートには差があり為替損益は生じないが計上時に売上高が調整されてしまう。外貨建て資産負債をバランスさせ為替損益を相殺する方法や決済までの期日を短くすることによる方法もあるが一般的には難しい。
- Q5：現金で支払っている社員表彰制度を、どの様に処理をしたらよいか。
- A5：「社員表彰」として会計処理する場合は、奨励金を表彰者の給与所得に含め、個人所得税を源泉徴収する処理を行なう必要がある（貴社で従業員の個人所得税を源泉徴収している場合）。税金を納めないで処理したい場合は、他のその他経費の発票で現金精算する形式

がとれるが、その場合は「福利費」で処理ができない。

Q6： 忘年会の賞品や社内旅行の入場券を受け取った人の個人所得税はどうなるか。

A6： 忘年会の商品・社内旅行の入場券は個人所得税の課税所得に加算し、納税する必要がある。商品・旅費入場券の金額は購入時の発票等に基づく。税金を納めないで処理したい場合は、当該費用を「福利費」としてではなく、交際費として計上すれば個人所得税を納める必要はない（交際費の損金算入限度額を超過する場合は企業所得税を納付する必要がある）。

Q7： 現地法人で、経理システムを導入しようと考えている。政府指定のシステムや事実上の業界標準システムは存在するか。

A7： 政府指定のシステムがある。最も広く使用されている政府の認証を受けている会計ソフトに「金蝶」「用友」等がある。

企業が会計ソフトを採用する場合、所轄の財政局に申請手続きする必要がある。政府認証外の会計システムで申請する場合、採用許可が下りない。

Q8： 各部門の中国人中間管理者の意識付けをどのようにすればよいか。

A8： 企業でも人材派遣紹介会社でもよくいわれることだが、中国人の中間管理職以上の人材が不足している現状がある。労務コンサルタント会社は中国人社員のモチベーションを上げるには「とにかく褒める」という。自分の技能を磨く為であれば、中国人社員は多少給料が安くても我慢して働く、ただし技能技量を身につけると転職したくなる。これを避ける為には、会社自身を魅力ある職場にする努力が必要かと思われる。

【当日出た質問事項】

（大連）

Q9： 減価償却について教えてほしい。定額・定率方式のいずれも採用可能か。例えば一度決めた方法（生産高比例法や定額法等）は変更出来ないか。

A9： 償却耐用年数期限は日本と同じ、事務用品5年、生産設備10年、上物20年。パソコンはこれまで5年だったが、新企業所得税法の施行で2008年から3年になる。ただし、中国では税法上は定額法のみだが、会計上は定額法や生産高比例法や200%償却計上が認められている。定額法以外の方式を会計上処理した場合、差額が発生するので税務上調整する必要がある。また年度途中や年度替りでの減価償却変更方法については、日本と基本的には同じ対応であり、変更理由が合理的であれば会計事務所・監査法人も合理的な変更方法として取り扱うことになる。

Q10： 為替レートは、毎月月末日のレート採用することになっている。以前は社内レートとして年間の固定レートを使用することが申請して許可すれば認められていたと理解しているが、現在も可能か。

新労働契約法が来年から施行されるが、退職金引当金の計上は可能か。

A10： 為替レートは会計・税務基準の取引（＝売上高）は月初レート（＝TTM）債権債務は

月末レートを採用するよう規定されている。外貨建てで債権債務がある場合は月末レートを採用することになる。また一時期固定レートが認められていたのは、為替変動が余り大きくなかった過去には認められた事例があったことは考えられるが、現在は、為替変更が大きくなったこともあり認められていない。

2点目の退職給付引当金については、新企業所得税法に引当金が規定されていないが、税務局が査定していない引当金については、損金として認められない。逆に言えば税務局が査定して認めれば引当金の計上は可能。2008年以降同税法が施行された後、税務局の対応がとうなるのかみておく必要がある。引当金の金額・率等は実際に企業が計上してから、税務局が判断する過程で、見解が出てくると思われる。

Q11： 会計・税務上は中央政府（例えば国务院の作った法規・通知等）と地方性法規はどちらが優先されるか。

A11： 今回のセミナーの内容は、全て国家税務総局・国家財政部が出したものに即して構成されており、中国全土で通用可能。ただし、各地方税務当局の裁量で処理されるケースもあるので、セミナー内容通りではないとの指摘や対応がある可能性はある。

（長春）

Q12： 企業の寄付、個人としての寄付はどのような経理処理をすればよいか。税法上はどう扱われているか。

A12： 企業の一般的な寄付は損金算入できない。ただし、「希望工程」（貧困地域に小学校を作る等の慈善事業）への寄付は正式な発票が出るので企業も個人も損金算入が可能。

Q13： 「その他利益」でコミッションを受ける場合の説明があったが、逆にコミッションを支払う場合はどのように経理処理をすればよいか。

A13： 「その他業務利益」でマイナス計上する。

Q14： 忘年会そのものの費用は福利厚生費用にならないか。A6の個人への商品・社内旅行の入場券等の費用も含め忘年会費用を一括して計上処理した場合はどうなるか。

A14： 忘年会費用は福利厚生費として認められている。上記を忘年会費用として一括処理した場合でも税務リスクを考え別途個人所得税上は処理すべき。

Q15： 税務局へ月次の決算書を提出した後で売上計上漏れがあった場合、修正不可なのか。税務局も担当している企業が多数あり、月次毎に全企業の決算書をチェックは出来ないのではないか。

A15： 売上計上漏れがあった場合、計上漏れに気づいた月の決算書に反映すべき。税務局は毎月企業から決算書をうけとるものの、毎月詳細にチェックしているかは判らない。決算書を期日までに提出することだけを重視する担当官も多いと聞く。

理屈的には、次月に前月の漏れ分を計上した場合、前月の漏れ故、前月に計上するよう指導される可能性はある。月跨ぎはまだよいが、年度を跨ぐ場合は、必ず修正

申告するよう税務局に指導される。

Q16: 上記のケースで数ヶ月も漏れていた場合の修正申告は可能か。ペナルティーの有無は。

A16: 修正可能時期は2回ある。年度末の会計士事務所の会計監査時にみつかった場合と確定申告の時期の2回。いずれも修正可能。一般的に、年度末までに修正申告した場合はペナルティーが課されないケースが多い。また、企業側で、申告漏れが生じないよう債権管理が出来るシステムやソフトを備える努力も必要。

Q17: 売上は立てたが、お金をもらえないという話があるが対策はあるか。

A17: 直接乗りこんでいって商品や代金を取り返すという強硬手段をとっている会社もあると聞く。客先との関係にもよるが、売上を回収できるまで売上発票を切らないという方法もある。最善の方法はCASH ON DELIVERY。未払いの原因が担当者同士のちょっとした誤解・感情のもつれであることもあり、話し合いに行くとすぐ払ってくれるケースもあるので諦めず、交渉すべきである。

以上